

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第14号

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和61年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(施設の名称)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="174 592 1077 1018"><thead><tr><th>業務</th><th>施設の名称</th></tr></thead><tbody><tr><td>センター条例第2条第1号に掲げる業務</td><td>略</td></tr><tr><td><u>センター条例第2条第2号に掲げる業務</u></td><td>かがわ総合リハビリテーション療養介護施設</td></tr><tr><td>センター条例第2条第3号に掲げる業務</td><td>略</td></tr><tr><td>センター条例第2条第4号に掲げる業務</td><td>略</td></tr><tr><td>センター条例第2条第5号に掲げる業務</td><td>略</td></tr></tbody></table>	業務	施設の名称	センター条例第2条第1号に掲げる業務	略	<u>センター条例第2条第2号に掲げる業務</u>	かがわ総合リハビリテーション療養介護施設	センター条例第2条第3号に掲げる業務	略	センター条例第2条第4号に掲げる業務	略	センター条例第2条第5号に掲げる業務	略	<p>(施設の名称)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる業務を行う施設の名称は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 592 2069 1018"><thead><tr><th>業務</th><th>施設の名称</th></tr></thead><tbody><tr><td>センター条例第2条第1号に掲げる業務</td><td>略</td></tr><tr><td>センター条例第2条第2号に掲げる業務</td><td>略</td></tr><tr><td>センター条例第2条第3号に掲げる業務</td><td>略</td></tr><tr><td>センター条例第2条第4号に掲げる業務</td><td>略</td></tr></tbody></table>	業務	施設の名称	センター条例第2条第1号に掲げる業務	略	センター条例第2条第2号に掲げる業務	略	センター条例第2条第3号に掲げる業務	略	センター条例第2条第4号に掲げる業務	略
業務	施設の名称																						
センター条例第2条第1号に掲げる業務	略																						
<u>センター条例第2条第2号に掲げる業務</u>	かがわ総合リハビリテーション療養介護施設																						
センター条例第2条第3号に掲げる業務	略																						
センター条例第2条第4号に掲げる業務	略																						
センター条例第2条第5号に掲げる業務	略																						
業務	施設の名称																						
センター条例第2条第1号に掲げる業務	略																						
センター条例第2条第2号に掲げる業務	略																						
センター条例第2条第3号に掲げる業務	略																						
センター条例第2条第4号に掲げる業務	略																						
<p>(定員及び病床数)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>かがわ総合リハビリテーション療養介護施設の入所定員は、20人とする。</u></p> <p>3 <u>かがわ総合リハビリテーション子ども支援施設の入所定員は、25人とし、</u> 通所定員は、35人とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(定員及び病床数)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>かがわ総合リハビリテーション子ども支援施設の入所定員は、45人とし、</u> 通所定員は、35人とする。</p> <p>3 略</p>																						
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第5条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料かがわ総合リハビリテーシ</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第5条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料かがわ総合リハビリテーシ</p>																						

ヨンセンターの項に規定する規則で定める額並びに使用時間を分割する場合の使用料、附属設備の使用料並びに研修室、会議室及び調理実習室の冷暖房使用料並びに同条例別表第1 第2表 手数料の部 367の項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

別表（第5条、第9条関係）

- 1 略
- 2 サービス事業所（療養介護）、肢体不自由児施設及び病院の使用料及び手数料

サービス事業所（療養介護）、肢体不自由児施設及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める1日当たりの金額によるものとする。

略

3～5 略

ヨンセンターの項に規定する規則で定める額並びに使用時間を分割する場合の使用料、附属設備の使用料並びに研修室、会議室及び調理実習室の冷暖房使用料並びに同条例別表第1 第2表 手数料の部 366の項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

別表（第5条、第9条関係）

- 1 略
- 2 肢体不自由児施設及び病院の使用料及び手数料

肢体不自由児施設及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める1日当たりの金額によるものとする。

略

3～5 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。